

諮詢問書

恵庭市

平成25年8月22日

諮詢書

平成25年8月22日

恵庭市公共料金等審議会
会長 村本 隆二様

恵庭市長 原田 裕

公共料金の改定等について（諮詢）

恵庭市公共料金等審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおりごみ処分手数料における消費税率変更の影響並びに事業系一般廃棄物（生ごみ）処分手数料・し尿処理手数料の検証及び見直しについて、ご意見を承りたく諮詢いたします。

記

1. ごみ処分手数料の消費税率変更の影響について 別記 1
2. ごみ処分手数料の改定について 別記 2
3. し尿処理手数料の改定について 別記 3

公共料金の改定に関する基本方針について

使用料及び手数料は、特定の者に対する施設の利用又は役務の提供の対価として基本的に受益者の負担によるものであり、租税負担とはその性質を異にするものであります。

また、受益の程度に応じて負担されるべき料金については、その時々の経済の実情や業務の必要経費に対応したものであることが原則であります。

そこで、この料金を改定する場合には、負担の公平の観点から、受益を受けていない他の市民に負担を与えていないか、料金と費用との間に差額が生じていないか等について、適宜適切に見直しをしていくことが必要と考えております。

市民生活の中で密接な関わりがある公共料金については、それぞれの事業経営財務状況の推移を逐次確認しながら総体的に判断し、適正な料金に改定を行おうとするものであります。

別記 1

ごみ処分手数料の消費税率変更の影響について

平成 25 年 8 月
恵庭市廃棄物処理事業

<現状>

消費税率の変更については「景気の動向を鑑みて決定する」と条件が付与されていますが、平成 26 年 4 月には 8%、平成 27 年 10 月には 10% に率の変更が行われる見込みです。ごみ処分手数料の基礎となる委託料等にも率変更の影響が出るため手数料にも波及すると考えられます。そこで、平成 25 年度に検証の対象となっていないごみ処分に係る各手数料については消費税の影響を算出し検討します。尚、今年度に審議予定の手数料については、検証の中で消費税の影響についても検討します。

① 産業廃棄物処分手数料

産業廃棄物処分手数料については、独立した特別会計により消費税の納税義務がある唯一の手数料であり、設定単価も経費をそのまま 100% 負担としていることから、消費増税の影響が直接的に反映されます。よって、現在の内税方式から外税方式に変更するため税抜き価格を設定し今後の増税に連動する形で対応します。

(10kgあたり)

| | 税抜価格 | 消費税 5% | 消費税 8% | 消費税 10% |
|------|-------|--------|--------|---------|
| 汚泥以外 | 136 円 | 142 円 | 146 円 | 149 円 |
| 汚泥 | 162 円 | 170 円 | 174 円 | 178 円 |

※ 消費税計算後の端数については切り捨て

※ 汚泥単価は汚泥以外の単価の 1.2 倍相当

② 事業系一般廃棄物処理手数料

事業系一般廃棄物処理手数料については、その他の手数料と共に、一般会計での取り扱いにより消費税の納税義務がありません。又、経費に軽減調整率を掛けて単価を設定していることから消費税の影響が直接的に反映されることはありませんが、手数料の算定基礎となる経費（委託料や消耗品費など）は消費税の影響を受けるため間接的に反映されます。よって、影響を受けた場合の手数料を算定しました。その結果、消費税率 8% で 100 円、10% で 101 円と算定されたことから、消費税率の変更によって処分手数料を変更させていくこととします。

(10kgあたり)

| | 消費税 5% | 消費税 8% | 消費税 10% |
|-------------|--------|--------|---------|
| 軽減前単価 | 148 円 | 150 円 | 151 円 |
| 軽減後（3 分の 2） | 99 円 | 100 円 | 101 円 |

尚、事業系及び産業廃棄物手数料は昨年検証をしており、近年ごみ量も安定的に推移していることから次回の検証は消費税の動向確定後となる平成28年度に実施することとします。

③ 家庭ごみ処分手数料

家庭ごみ処分手数料についても消費税の納税義務はありませんが、事業系一般廃棄物と同様に消費税が間接的に影響するため手数料を算定しました。その結果、昨年の検証時において現在の単価を据え置くこととした試算単価と大きな変動が見られないことから、今回は消費税率の改正による料金変更は行わないこととします。

尚、家庭ごみ手数料の次回検証は有料化後、5年毎の検証年となる平成26年度に実施することとなっています。

| 区分 | | 消費税 5% | 消費税 8% | 消費税 10% |
|--------|------|------------------|------------------|------------------|
| 可燃・不燃 | 料金 | 2 円/ℓ | 2 円/ℓ | 2 円/ℓ |
| | 試算単価 | 2.7 円/ℓ | 2.7 円/ℓ | 2.8 円/ℓ |
| 粗大ごみ | 料金 | 100 円/個 | 100 円/個 | 100 円/個 |
| | 試算単価 | 175 円/個 | 180 円/個 | 183 円/個 |
| 直接搬入ごみ | 料金 | 70 円/10kg | 70 円/10kg | 70 円/10kg |
| | 試算単価 | 60.8 円/10kg | 62.6 円/10kg | 63.7 円/10kg |

【参考】

近隣市の手数料の状況

(H25.8 現在)

| | 産業廃棄物 | 事業系一般廃棄物 | 家庭ごみ手数料 | 備考 |
|------|------------|------------|---------|----------|
| 札幌市 | 200 円/10kg | 200 円/10kg | 2 円/ℓ | 平成24年度改定 |
| 千歳市 | 150 円/10kg | 100 円/10kg | 2 円/ℓ | 平成21年度改定 |
| 北広島市 | 168 円/10kg | 84 円/10kg | 2 円/ℓ | 平成15年度改定 |
| 恵庭市 | 142 円/10kg | 99 円/10kg | 2 円/ℓ | |

別記2

ごみ処分手数料の改定について

(事業系一般廃棄物(生ごみ)処分事業の現状と将来)

平成 25 年 8 月
恵庭市廃棄物処理事業

1. 現 状

平成 24 年 4 月から開始した生ごみの分別収集は市民や事業者の協力もあり、ほぼ計画通りの収集量となりました。家庭及び事業所から生ごみが計画どおり適正に集められることにより、バイオガスの発生量が増え、場内の補助電力としての利用が可能になりました。

生ごみの処分手数料については平成 23 年度に諮問した時は、100 円 /10kg と積算されました。初めての事業であり、生ごみの分別を推進し処理施設へ生ごみを誘導する必要があったため、最終処分場の手数料と同額として 92 円 /10kg と決定されました。

生ごみの分別が始まって今年で 2 年目となり、実績値を参考にしながら対象経費を算定した料金の改定を行っています。

2. 消費税と今後の検証について

消費税率の変更については「景気の動向を鑑みて決定する」と条件が付与されていますが、平成 26 年 4 月には 8%、平成 27 年 10 月には 10% に変更される見込みです。手数料の算定基礎となる委託料にも税率変更の影響が出るため、手数料にも波及します。今後の消費税の動向に併せた手数料については下表のとおりです。

尚、現在生ごみの量は安定的に推移していることから次回の検証は消費税の動向確定後となる平成 28 年度に実施することとします。

(10kgあたり)

| | 消費税 5% | 消費税 8% | 消費税 10% |
|-------------|--------|--------|---------|
| 軽減前単価 | 147 円 | 149 円 | 150 円 |
| 軽減後（3 分の 2） | 98 円 | 99 円 | 100 円 |

3. 改定の理由について

生ごみに係る処分手数料については、積算の結果 147 円 /10kg となりました。事業系の負担割合については 3 分の 2 とされているため、軽減後の料金は 98 円 /10kg となります。変更となった大きな要因として、今回は、実績に基づいた費用を用いたこと、又、生ごみ処理施設は埋立施設と異なり機器類の大規模更新の費用が必要となるため、更新に掛かる費用を必要経費として積み上げたことなどとなっています。

4. 改定案

(10kgあたり)

| 区分 | 現行単価 | 改定単価 | 参考 |
|---------------------------|------|------|---------------------|
| 事業系一般廃棄物(生ごみ) 《消費税率5%》 | 92円 | 98円 | 事業系一般廃棄物現行単価 99円 |

尚、消費税率の変更があった場合には下表のとおりの単価とする。

(10kgあたり)

| 区分 | 消費税8% | 消費税10% | 参考 | |
|---------------|-------|--------|--------------------------|---------------|
| 事業系一般廃棄物(生ごみ) | 99円 | 100円 | 事業系一般廃棄物 (8%) 100円 | (10%) 101円 |

5. 実施時期…平成26年4月1日

尚、消費税率の変更された場合はその実施日とします。

6. 改定による影響額

| 年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|-----------|----------|----------|
| 生ごみ処分量 | 3,823トン | 4,033トン | 4,041トン |
| 手数料収入 | 現行単価(92円) | 35,172千円 | 37,104千円 |
| | 改定単価(98円) | 37,514千円 | 39,523千円 |
| | 消費税率変更単価 | 37,897千円 | 40,128千円 |

【参考】

他市等のバイオガス化処理施設の処分料金

| 実施主体 | 構成 | 構成市町 | 手数料 |
|------------|------|------------------------|-----------|
| 砂川地区保健衛生組合 | 2市3町 | 砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町、浦臼町 | 100円/10kg |
| 中空知衛生施設組合 | 2市2町 | 滝川市、赤平市、新十津川町、雨竜町 | 100円/10kg |
| 北空知衛生施設組合 | 1市4町 | 深川市、妹背牛町、北竜町、沼田町、秩父別町 | 130円/10kg |
| 北広島市 | 1市 | 北広島市 | 84円/10kg |

別記 3

し尿処理手数料の改定について

(し尿及び浄化槽汚泥処理事業の現状と将来)

平成 25 年 8 月

恵庭市し尿処理事業

1. 現 状

し尿処理手数料は、し尿収集運搬委託に要する「し尿収集処理単価相当額」を受益者の負担手数料としてきました。現行のし尿処理手数料は、平成 15 年 4 月 1 日に 2.0% 改定してから 10 年間継続運用されているものです。

し尿収集量については水洗化及び合併浄化槽の設置等により減少傾向にありますが、経済状況の変化による仮設トイレ設置利用や自衛隊施設のし尿処理対象施設への変更などの増加があります。

合併浄化槽については、浄化槽清掃に要する費用について受益者の負担とし、処分に要する費用については政策的な配慮から無料とし、現在に至っています。浄化槽汚泥処分量については、合併浄化槽の設置件数が微増に留まっていることから処分量についても微増の状況となっています。

2. 消費税と次回の検証について

消費税率の変更については「景気の動向を鑑みて決定する」と条件が付与されていますが、平成 26 年 4 月には 8%、平成 27 年 10 月には 10% に変更される見込みです。し尿処理手数料の基礎となる委託料にも税率変更の影響が出るため、手数料にも波及します。今後の消費税の動向に併せた手数料の動向については下表のとおりです。

尚、し尿の量は安定的に推移していることから、次回の検証は消費税の動向確定後となる平成 28 年度に検証することとします。

(10ℓあたり)

| | 消費税 5% | 消費税 8% | 消費税 10% |
|-------|---------|---------|---------|
| し尿料金 | 49.35 円 | 50.76 円 | 50.99 円 |
| 端数処理後 | 49 円 | 50 円 | 50 円 |

※消費税計算小数点以下切捨て

3. 改定の理由について

し尿処理手数料については、対象年度を 2 カ年間とし、料金体系のあり方について検証してきているところであり、現行手数料の算定方法では、47 円/10ℓ が 49 円/10ℓ となります。

経費の積算としては、実績経費を参考にしながら現状の汲み取り実態を加味しています。現在は 2 台体制による収集対応の実態があることから車輌管理経費分を増設し見直しをかけた結果 2 円/10ℓの増加となっています。尚、し尿の処分に係る経費について、し尿は一般の廃棄物と性質を異にする生理現象による廃棄物であり、努力によって減量することができないことから、政策的判断による無料とする配慮は継続することとしています。

4. し尿処理手数料改定案

(10ℓあたり)

| 区分 | 現行単価 | 改定単価 |
|----------------------|------|------|
| し尿処理手数料 《消費税率 5%》 | 47 円 | 49 円 |
| 浄化槽汚泥処分手数料 | — | — |

尚、消費税率の変更があった場合については下表のとおりとします。

(10ℓあたり)

| 区分 | 消費税率 8% | 消費税率 10% |
|------------|---------|----------|
| し尿処理手数料 | 50 円 | 50 円 |
| 浄化槽汚泥処分手数料 | — | — |

5. 実施時期・・・平成 26 年 4 月 1 日

尚、消費税率の変更された場合はその実施日とします。

6. 改定による影響額

| 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|------------|-----------|
| し尿収集量 | 2,940 kℓ | 2,916 kℓ |
| 手数料収入 | 現行単価(47 円) | 13,818 千円 |
| | 改定単価(49 円) | 14,406 千円 |
| | 消費税率変動単価 | 14,700 千円 |
| | | 12,818 千円 |
| | | 14,580 千円 |